

七尾市公設地方卸売市場事業経営戦略

団 体 名 : 石川県七尾市

事 業 名 : 七尾市公設地方卸売市場事業

策 定 日 : 令和5年3月20日

計 画 期 間 : 令和5年度 ~ 令和14年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法非適用	事業開始年月日	昭和60年11月1日
職員数	0人 (指定管理者制度を導入)	市場名称	地方卸売市場
前回の移転 又は再整備年度	—	次回再整備予定年度	—
広域化実施状況 *1	該当なし		
民間活用の状況	ア 民間委託	該当なし	
	イ 指定管理者制度	平成27年10月3日から市場の管理及び運営について指定管理者制度を導入している。	
	ウ PPP・PFI *2 *3	該当なし	

*1 広域化実施状況：過去に他市場との統合等による広域化の実施

*2 PPP：Public Private Partnership（官民連携事業） PFI：Private Finance Initiative（民間資金等活用事業）

(2) 使用料形態

売上高割使用料の概要・考え方	卸売業者の卸売金額及び仲卸業者の買入物品の販売金額の1,000分の4.0を1,000分の2.5（税込）に減額している。 (平成25年5月から業者の経営負担軽減のため、減額する経過措置を継続中)
施設使用料の概要・考え方	卸売業者、仲卸業者、関連事業者など施設ごとに面積及び時間等で設定し、減額している。 (平成25年5月から業者の経営負担軽減のため、減額する経過措置を継続中)
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成25年5月1日 売上高割使用料・施設使用料

(3) 現在の経営状況

- ・本市場は、昭和60年11月の開設から現在まで、生産者への販路の安定提供と生鮮食品を安定供給する能登地域における食の流通拠点としての重要な役割を果たしている。
- ・平成27年10月から市場の管理及び運営について「指定管理者制度」を導入している。
- ・年間取扱高は、野菜・果物で減少、水産物で横ばいの傾向にある。
- ・年間税込売上高は、単価の低下により、野菜・果物・水産物で減少の傾向にある。
- ・収益収支比率は80%台、経費回収率は63%～65%、他会計補助金比率は35%～36%で推移している。

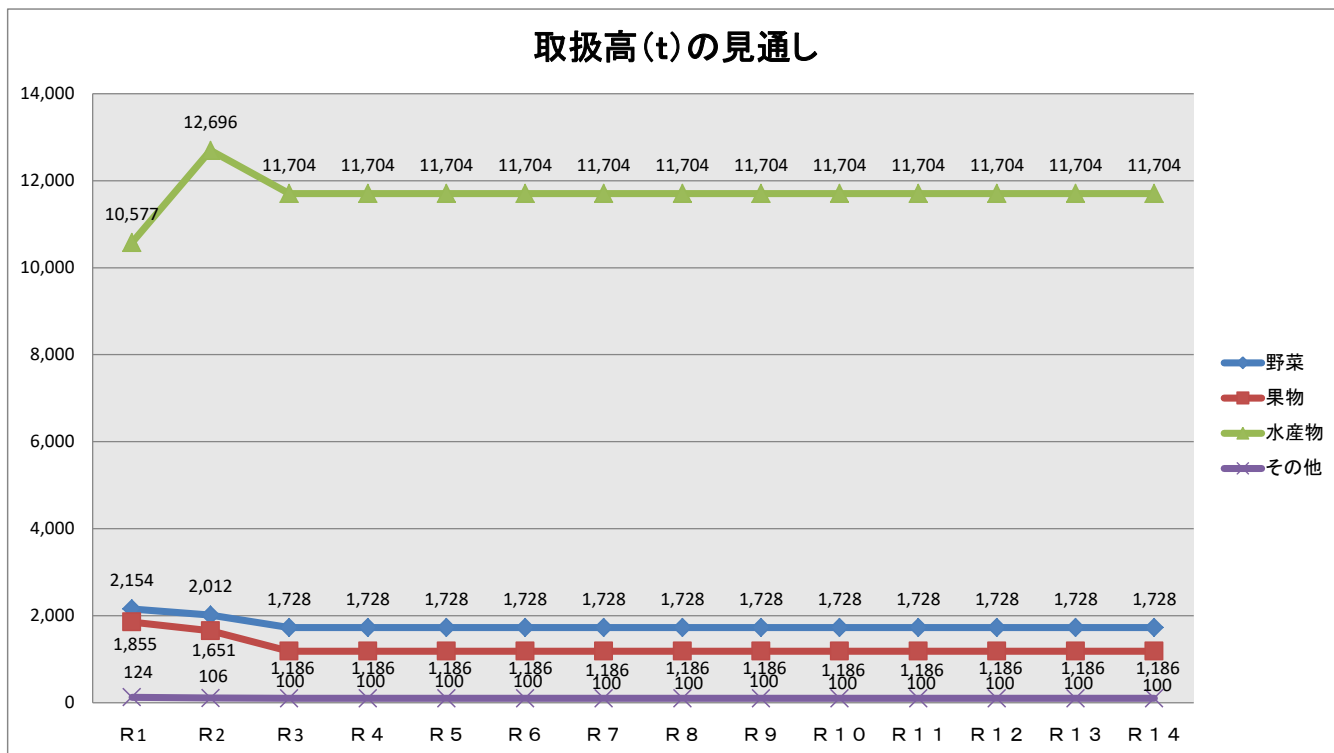
年間取扱高 (t)	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計	
	R 1	2,154	1,855	10,577		124	14,710	
	R 2	2,012	1,651	12,696		106	16,465	
	R 3	1,728	1,186	11,704		100	14,718	
年間税込 売上高 (百万円)	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計	
	R 1	621	638	2,649		72	3,980	
	R 2	595	637	2,539		69	3,840	
	R 3	532	471	2,280		69	3,352	
収益的収支比率	R 1	88.05 %		R 2	85.82 %		R 3	86.40 %
経費回収率	R 1	65.84 %		R 2	63.19 %		R 3	63.23 %
他会計補助金比率	R 1	35.46 %		R 2	35.14 %		R 3	36.16 %
有形固定資産 原価償却率	R 1	73.99 %		R 2	76.38 %		R 3	78.46 %
企業債残高対 料金収入比率	R 1	170.87 %		R 2	144.95 %		R 3	122.86 %

経営指標	算出式	現在の経営状況の分析
収益的収支比率	$\text{総収益} \div (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$	経常費用を経常収益によりどの程度賄えているかを示す数値。100%以上が望ましいとされている。 → 80%台で推移している。
経費回収率	$(\text{料金収入} + \text{その他営業収益}) \div (\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$	経営状況の健全性を示す数値。100%がよいとされている。 → 63%～65%で推移している。
他会計補助金比率	$\text{繰入金} \div (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$	他会計からの繰入金への依存度を示す数値。 → 35%～36%で推移している。
有形固定資産 原価償却率	$\text{有形固定資産原価償却累計額} \div \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価} \times 100$	資産の老朽化の程度を示す数値。高いほど老朽化が進んでいると考えられる。 → 70%台で推移している。
企業債残高対 料金収入比率	$(\text{企業債残高} - \text{一般会計等負担金}) \div \text{料金収入} \times 100$	料金収入に対する企業債残高の割合を示す数値。低いほどよいとされている。 → 企業債残高の減少で比率は低下している。

2. 将来の事業環境

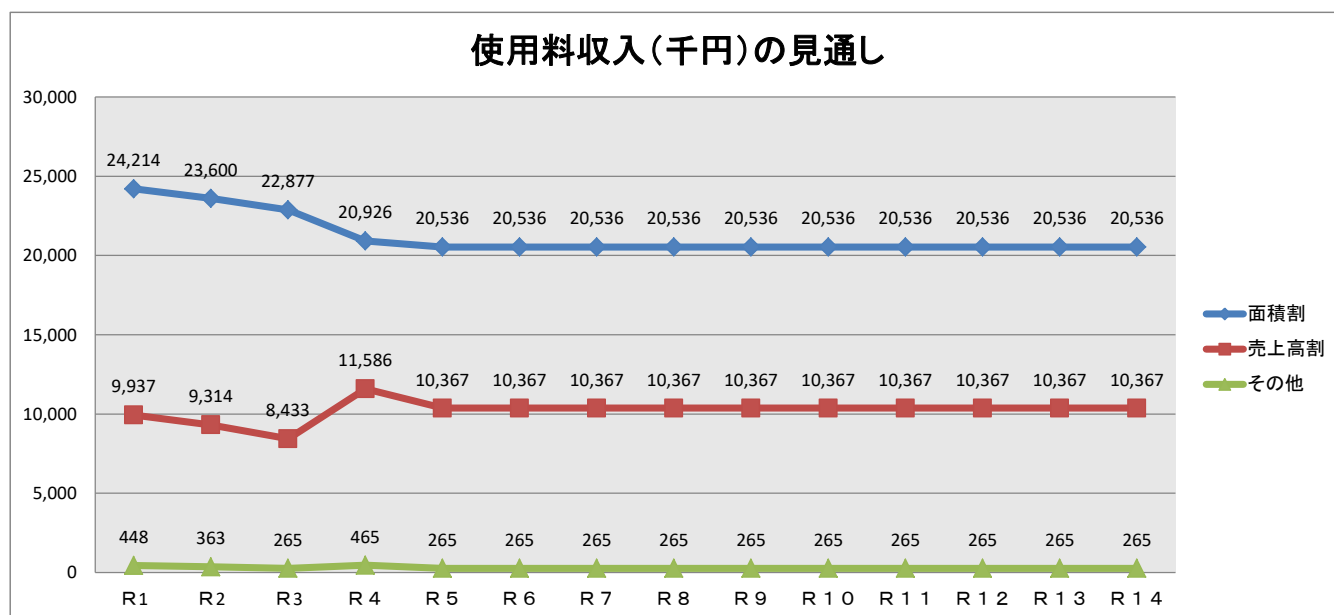
(1) 取扱高の見通し

- ・近年、市場を取り巻く環境は次のように変化している。
 - ① 少子高齢化の進展に伴う地域人口の減少及び社会構造の変化
 - ② 消費者ニーズの多様性による加工食品や外食の需要拡大
 - ③ 通信販売、産地直送等の流通の多様化により市場外流通が拡大
 - ④ 市場改正法（令和2年6月21日施行）による市場流通の自由競争の開始
- 地域人口の減少と市場外流通の拡大などの流れもあるが、交流人口がコロナ禍以前の状態に回復すると推測し、「年間取扱高」は現在の傾向と同様に横ばいで推移していくと見込まれる。



(2) 使用料収入の見通し

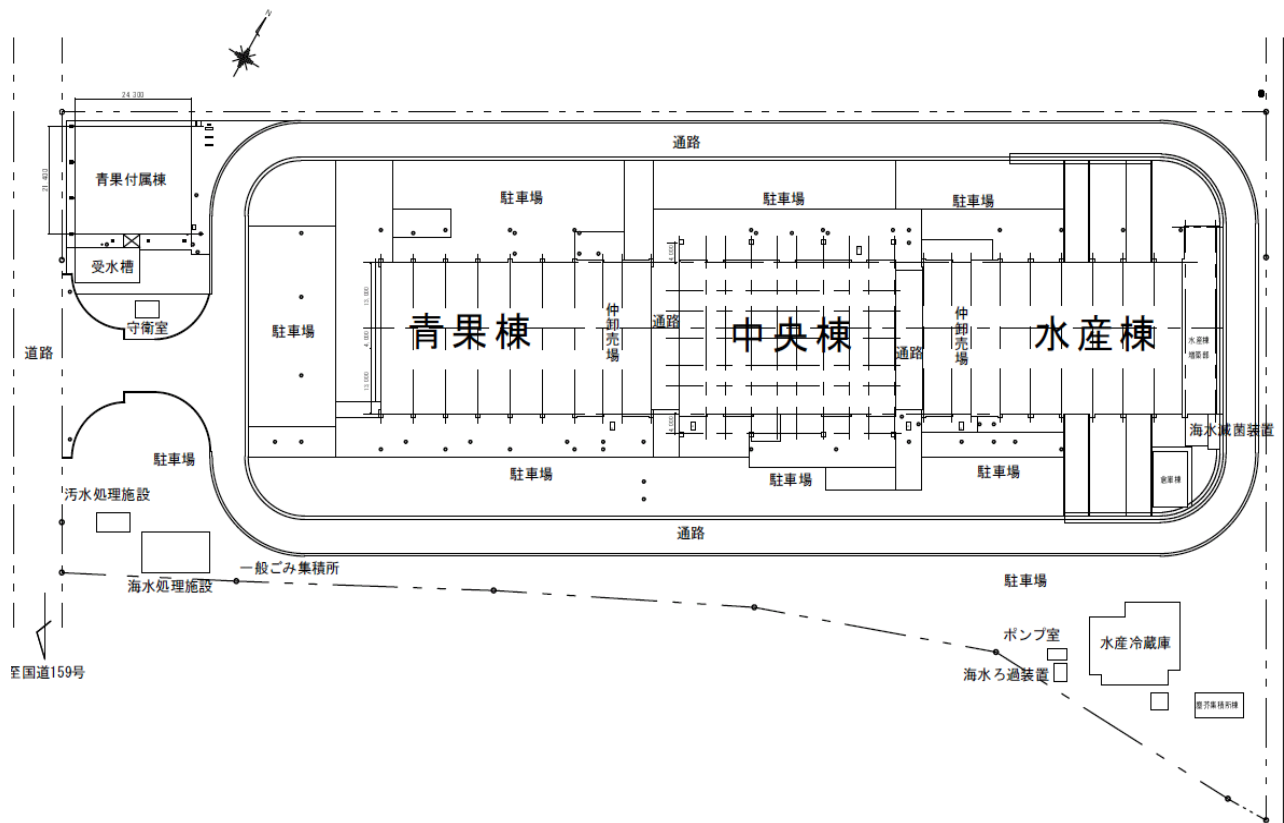
- ・「面積割使用料」は、使用者の撤退が落ち着き横ばいで推移していくと見込まれる。
- ・「売上高割使用料」は、「年間取扱高」の推移に伴い横ばいで推移していくと見込まれる。



(3) 施設の見直し

- ・開設から37年経過している。今後の課題は施設の老朽化に伴う修繕や工事が発生することである。
- ・施設の定期保守点検を行い修繕や工事の優先順位を付け、実施の有無を検討していく必要がある。
- ・市場の約3分の1（中央棟1階の貸店舗部分）は空きスペースとなっている。今後は卸売業者の使用と並行しながら、空きスペースに参入を希望する業者等（中央卸売業者、小売業者、経営感覚のある生産者など）の募集や、「施設」としての機能強化（加工場、冷凍施設など）を検討し、物流基地・物流拠点としての活用を検討する必要がある。

七尾市公設地方卸売市場 平面図



(4) 組織の見直し

平成27年10月3日から市場の管理及び運営について組織を見直し、指定管理者制度を導入している。

3. 経営の基本方針

経営の基本方針（3本の柱）

① 食の安心・安全・充実の確保

食の安心・安全の確保に取り組み、ブランド化を含めた取扱品目の充実や取扱量を確保することで、市場流通の安定化を目指す。

② 七尾港大田埠頭、能越自動車道を活かした物流基地・物流拠点としての活用

- ・港と高規格道路を活かせる立地の優位性があることから、「施設」としてのポテンシャルは高く、物流基地・物流拠点としての活用を検討する。
- ・空きスペースを含めた市場施設の新たな利活用（加工場、冷凍施設など）や活性化を検討する。

③ 経営の安定化

経営・財務アドバイザーとの意見交換やコンサルへの委託による事業分析などを活用し、経営改善に取り組み、経営の安定化につなげる。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資的経費の抑制・平準化
-----	--------------

・修繕や工事の優先順位を付け、必要性を検討し実施することで、投資的経費の抑制・平準化に努める。
・令和6年度以降、修繕料6,600千円（税込／年度）の増加を見込んでいる。内容により工事請負費（建設改良費）での実施も考えられる。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	地方債発行額の抑制・平準化
-----	---------------

修繕や工事の投資的経費の抑制・平準化に努め、地方債発行額の抑制・平準化を図る。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

平成27年10月から、「指定管理者制度」を導入して、管理運営費の削減に努めている。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

保守点検や建物点検結果に基づき修繕や工事の優先順位を付け、必要性を検討し実施することで、投資的経費の抑制・平準化に努める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

修繕や工事の投資的経費の抑制・平準化に努め、地方債発行額の抑制・平準化を図ることで、地方債残高の減少による一般会計からの繰入金の削減を目指す。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

指定管理料は、毎年度の当初予算要求時に見直している。指定管理の更新については、適切に選定を行い指定管理者を指定していく。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	地域人口の減少と市場外流通の拡大の流れはあるが、能登地域の卸売市場は本市場以外になく、地域の生鮮食品流通拠点として重要な役割を果たす必要性がある。
公営企業として実施する必要性	<ul style="list-style-type: none">・生産者への販路の安定提供と生鮮食品を安定供給する能登地域における食の流通拠点としての重要な役割を果たすため、公営企業として市場事業を継続していく必要があると考えている。・今後は取扱品目・取扱量の充実による市場流通の増加、空きスペースを含めた市場施設の新たな利活用・活性化などを検討していく必要がある。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・経営戦略の計画と実績との比較検証を行い、概ね5年毎に見直しを行う。・また、経営に影響を及ぼす法令等の改正や、市場を取り巻く環境や社会情勢の変化等により影響がある場合にも随時見直しを進める。
---------------------	--

(法非適用企業)

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度													
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	64,618	62,796	70,219	68,938	70,703	70,680	70,643	70,620	70,611	70,602	70,593	70,584	70,576	
	(1) 営 業 収 益 (B)	47,591	45,955	52,037	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	
	ア 料 金 収 入	33,277	31,575	32,977	31,168	31,168	31,168	31,168	31,168	31,168	31,168	31,168	31,168	31,168	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	14,314	14,380	19,060	19,597	19,597	19,597	19,597	19,597	19,597	19,597	19,597	19,597	19,597	
	(2) 営 業 外 収 益	17,027	16,841	18,182	18,173	19,938	19,915	19,878	19,855	19,846	19,837	19,828	19,819	19,811	
	ア 他 会 計 繰 入 金	17,027	16,841	18,182	18,173	19,938	19,915	19,878	19,855	19,846	19,837	19,828	19,819	19,811	
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	56,442	53,796	62,461	60,372	66,277	66,230	66,157	66,110	66,092	66,074	66,056	66,039	66,023	
	(1) 営 業 費 用	55,967	53,390	62,140	60,061	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	
	ア 職 員 給 与 費 うち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	55,967	53,390	62,140	60,061	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	
	(2) 営 業 外 費 用	475	406	321	311	277	230	157	110	92	74	56	39	23	
	ア 支 払 利 息 うち 一 時 借 入 金 利 息	475	406	321	311	277	230	157	110	92	74	56	39	23	
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	8,176	9,000	7,758	8,566	4,426	4,450	4,486	4,510	4,519	4,528	4,537	4,545	4,553		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	14,535	15,438	15,770	30,210	7,590	9,554	5,613	1,800	1,800	1,800	1,800	1,516	1,516	
	(1) 地 方 債 うち 資 本 費 平 準 化 債	5,100		5,600	21,700										
	(2) 他 会 計 補 助 金	9,435	9,443	9,735	8,510	7,590	9,554	5,613	1,800	1,800	1,800	1,800	1,516	1,516	
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金		5,995	435											
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	24,050	24,882	25,598	38,776	15,181	19,109	11,226	3,600	3,600	3,600	3,600	3,033	3,033	
	(1) 建 設 改 良 費 うち 職 員 給 与 費	5,179	5,995	6,127	21,756										
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	18,871	18,887	19,471	17,020	15,181	19,109	11,226	3,600	3,600	3,600	3,600	3,033	3,033	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
	(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 9,515	△ 9,444	△ 9,828	△ 8,566	△ 7,591	△ 9,555	△ 5,613	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,517	△ 1,517		

(法非適用企業)

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
区 分														
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 1,339	△ 444	△ 2,070		△ 3,165	△ 5,105	△ 1,127	2,710	2,719	2,728	2,737	3,028	3,036
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)			2,070										
前年度繰上充用金	(M)	42,585	43,924	46,439	46,439	46,439	49,604	54,709	55,836	53,126	50,407	47,679	44,942	41,914
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 43,924	△ 44,368	△ 46,439	△ 46,439	△ 49,604	△ 54,709	△ 55,836	△ 53,126	△ 50,407	△ 47,679	△ 44,942	△ 41,914	△ 38,878
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		2,070											
実 質 収 支	黒 字 (P)													
(N)-(O)	赤 字 (Q)	43,924	46,438	46,439	46,439	49,604	54,709	55,836	53,126	50,407	47,679	44,942	41,914	38,878
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$	92	101	89	91	98	108	110	105	99	94	89	83	77
収 益 的 収 支 比 率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	86	86	86	89	87	83	91	101	101	101	101	102	102
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額	(R)	43,924	46,438	46,439	46,439	49,604	54,709	55,836	53,126	50,407	47,679	44,942	41,914	38,878
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	47,591	45,955	52,037	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((R)/(S) × 100)	92	101	89	91	98	108	110	105	99	94	89	83	77
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(V)	47,591	45,955	52,037	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765	50,765
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	96,471	77,584	63,713	68,393	53,212	34,103	22,877	19,277	15,677	12,077	8,477	5,444	2,411

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
区 分														
収 益 的 収 支 分		17,027	16,841	18,182	18,173	19,938	19,915	19,878	19,855	19,846	19,837	19,828	19,819	19,811
	うち基準内繰入金	17,027	16,841	18,182	18,173	19,938	19,915	19,878	19,855	19,846	19,837	19,828	19,819	19,811
	うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分		9,435	9,443	9,735	8,510	7,590	9,554	5,613	1,800	1,800	1,800	1,800	1,516	1,516
	うち基準内繰入金	9,435	9,443	9,735	8,510	7,590	9,554	5,613	1,800	1,800	1,800	1,800	1,516	1,516
	うち基準外繰入金													
合 計		26,462	26,284	27,917	26,683	27,528	29,469	25,491	21,655	21,646	21,637	21,628	21,335	21,327

(※)令和4年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。